

保護者各位

東京都立駒場高等学校  
経営企画室

## 令和5年度「多子世帯における授業料支援事業」について

「多子世帯における授業料等支援事業」とは、一定の要件を満たし認定されると、都立学校に通う生徒の授業料等が半額に減額される制度です。

申請を御希望される方は、別紙のリーフレットと以下の事項を御確認の上、期日までに書類を御提出ください。

記

### 1 対象世帯（以下の条件を満たすもの）

- 所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）  
※ 詳細は別紙リーフレットをご参照ください
- 保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯

### 2 書類提出について

#### （1）提出書類

- 授業料通信教育受講料減免申請書
- 扶養親族等状況届

※ 上記2点は、本校ホームページに掲載します。御自身で印刷し、必要事項を記入してください。

- 保護者等が扶養する、令和5年4月1日現在23歳未満の子等がいることがわかる書類  
（生徒本人及び生徒本人の兄弟姉妹）

【例】健康保険証の写し

※ 国民健康保険証など、保険証の写し等から扶養されていることが確認できない場合、「扶養親族等状況届」の「2扶養申立書」を記入してください。

#### （2）提出期限

随時申請（申請日の属する月から認定）

但し就学支援金不認定の通知から30日以内に減免申請した場合は、就学支援金申請月から適用されます。

#### （3）提出先

都立駒場高等学校経営企画室（郵送または持参により提出）

### 3 注意点

希望者のみの申請となります。不申請の場合、提出いただく必要はありません。

#### 【問合せ先】

東京都立駒場高等学校経営企画室 岡田  
電話：03-3466-2481